

休学・復学・退学・除籍・再入学

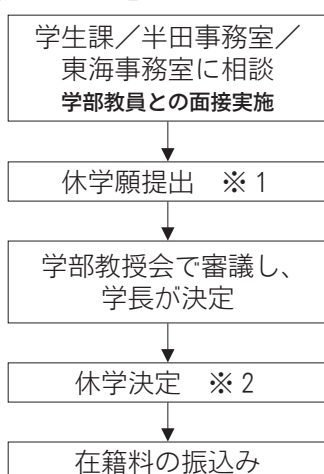
休学

疾病またはやむを得ない理由により長期間就学することができない場合、「休学」を許可することがあります。「休学」を希望する場合は、学生課、半田事務室または東海事務室へ願い出てください。ただし、休学は「復学」することが前提となります。

休学事由	必要書類
病気	医師の診断書
留学	留学計画書、留学先の入学許可書、海外渡航届等
卒業単位不足による4年留年で希望する科目がない場合	—————
その他、必要と認められた場合	事由に応じた証明書類、詳細な理由書 等

休学の認められる期間	
1年間	4月 1日～3月31日
前期	4月 1日～9月15日
後期	9月16日～3月31日

【手続きの流れ】



※1 休学願の提出期限

各学期の履修修正期間最終日

	前期または 1年間休学	後期
美浜キャンパス	4月19日	9月22日
半田キャンパス	4月19日	9月22日
東海キャンパス	4月19日	9月21日

※2 「休学決定通知」「在籍料振込用紙」「復学願」を本人宛送付

休学中の学費は免除されますが、半期につき10,000円（※2018年度以降の新入生（編转入生含む）は半期につき30,000円）の「在籍料」を休学決定日から2週間以内に納付してください。納付されない場合「休学」の許可が取り消されます。



休学に関する注意事項

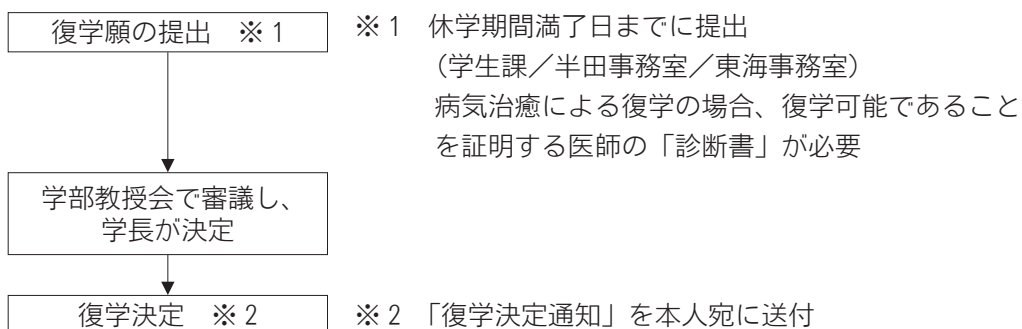
- 休学期間は通算4年間までです。※
- 休学期間は「在学期間」に含まれません。
- 休学期間中は通学定期の購入や学割証の発行はできません。
- 休学期間満了日までに休学事由が解消しない場合、再度休学手続きを行うことにより延長を願いでることができます。
- 休学者が休学期間満了日までに「休学の延長」もしくは「復学」の手続きを行わない場合、休学期間満了による「除籍」となります。
- 復学後の学費は、所属する学年の学費になります。2015年度入学生より学費が改訂されていますので留意して下さい。

※3年次編転入学生の休学期間は通算して2年間、2年次編転入学生の休学期間は通算して3年間です。
※学内転籍した場合の休学期間は、転籍前と通算して4年間です。

復学

休学事由が解消した場合、「復学」を願い出ることができます。

【手続きの流れ】



●復学後の学年

休学許可時の学年となります。

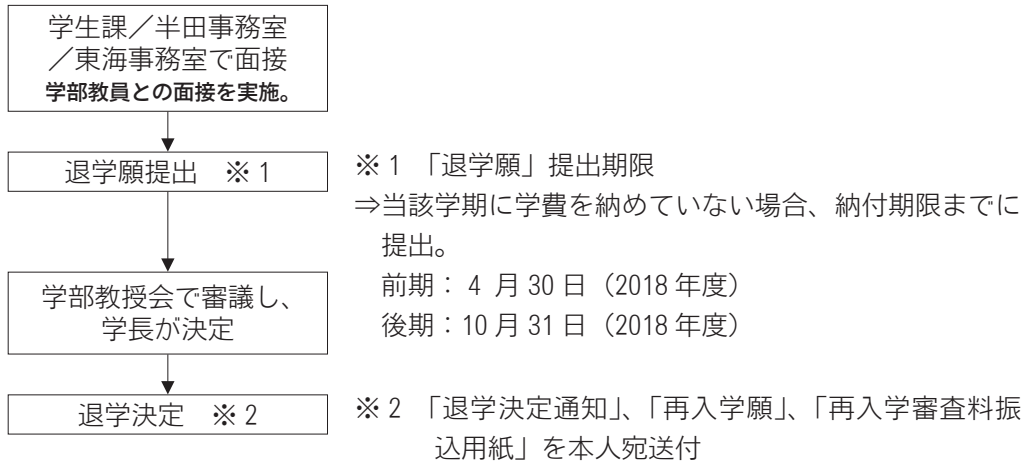
なお、所属していた学年を終えている場合または後期半年間の休学の場合は、進級条件等の規定に反しない限り、本人の希望により、所定の進級学年に所属することができます。但し、復学時に進級した場合、卒業のためには在学期間が4年間必要なため、入学当初の卒業予定期には卒業できません。

退 学

① 自主退学

疾病またはやむを得ない事由により学業を続けられない場合、退学を願出することができます。自主退学は当該学期に学費を納めていることが申し出の条件です（学費納付期間を除く）。

【手続きの流れ】



② 懲戒による退学

学則第49条に基づく退学を指します。

除 籍

除籍とは、以下の事由により本人の意思にかかわらず学籍を失うことです。

- ① 学 費 未 納：学費納入期限を超えても学費が納入されないとき
- ② 休学期間満了：期間満了までに所定の手続き（休学延長、復学）がない場合
- ③ 在学年限満了：在学年限（8年間）を超えても卒業できない場合 ※ 1
- ④ 休学年限超過：休学期間が通算4年間を超えたとき ※ 2
- ⑤ 死 亡：本人が死亡したとき

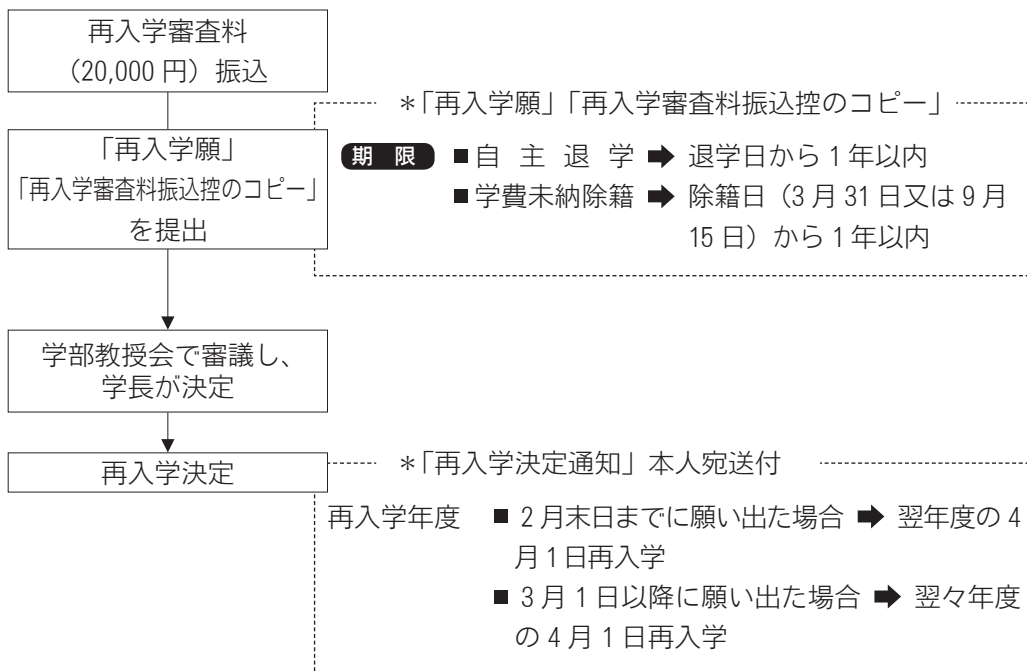
※ 1 3年次編転入学生の在学年限は4年間、2年次編転入学生の在学年限は6年間です。
学内転籍した場合の在学年限は通算して8年間です。

※ 2 3年次編転入学生の休学期限は通算して2年間、2年次編転入学生の休学期限は通算して3年間です。
学内転籍した場合の休学期限は通算して4年間です。

再入学

「自主退学」または「学費未納除籍」となった者が、1年以内に再入学を願い出た時は、審査の上、再入学を許可することがあります。

【手続きの流れ】



再入学に関する注意事項

再入学後の学年・学費

再入学後は、学籍喪失時に所属していた学年に属することになります。ただし、所属していた学年を修了している場合は、本人の希望により引き続き学年に所属することもできます。

学費は新たに所属する学年の学費となります。また、再入学が許可された年度の学費(年額もしくは前期分)は再入学日より2週間以内(4月1日～14日)に、納入しなければいけません。期限までに学費を納入されない場合は、再入学の許可が取り消され、再度、再入学を願い出ることはできません。